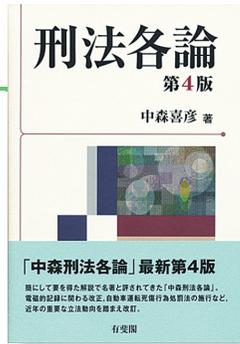


刑法各論〔第4版〕

中森喜彦

2015年10月発売/348頁/本体3300円+税
A5判/上製



編集
担当者
から

明快でわかりやすい叙述で多くの読者を魅了し、名著と評されてきた「中森各論」。内容的な魅力はもちろんのこと、本格的な体系書でありつつ通読しやすい分量にまとまっていることも、長く支持を受けてきた理由の一つといえるでしょう。「簡にして要を得た」とは、まさにこの本を形容するにピッタリの言葉です。

旧版から引き続き、他の体系書へのリファーマも充実しており、この本を拠点に学習・研究をさらに広げていくことも可能です。

このほど刊行した第4版では、サイバー犯罪への対処の一環としての「不正指令電磁的記録に関する罪」の新設や、自動車運転による死傷事故に関わる処罰規定の特別法化などといった近年の法改正と、新たな重要判例を織り込んでいます。また、よりわかりやすくする方向での叙述の見直しも随所で見られ、バージョンアップした内容となっています。

刑法を勉強されている方は、是非手に取ってみてください。(M.Y.)

Point!



法規定の内容を別枠で示す構成にも注目!

第1編 個人的法益に対する罪 第3章 私生活の平穏に対する罪	第2節 秘密を侵害する罪
<p style="text-align: center;">Ⅰ 信書開封罪</p> <p>〔法規定〕 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、1年以下の懲役または20万円以下の罰金に処する(133条)。親告罪である(135条)。</p> <p>本罪で保護されるのは、信書という秘密の形式、信書が勝手に開かれない利益であり、その内容が秘密であることは必要ではない⁹⁾。</p> <p>客体は、封をした信書である。信書とは、特定人(団体を含む)から特定人に宛てた文書という¹⁰⁾。勝手に開かれないことが保護法益だとすれば、信書の外観をもっていれば、その内容は厳密な意味で文書でなくともよいであろう(例言、大塚126頁、大谷156頁、山口129頁)。封は、外部から容易に認識できないように施された装置である。郵便封、繭い付け封、その方法を問わない。実行行為は、開けることである。封紙を破って信書の内容を知りうる状態にすれば足り、実際に内容を知る必要はない。</p> <p>本罪は、親告罪である。告訴権者については、発信人・受信人の双方とするのが多数説である(田藤509頁、大塚128頁、大谷160頁、西田106頁)。</p>	<p style="text-align: center;">Ⅱ 秘密漏示罪</p> <p>〔法規定〕 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者、または、これらの職にあった者が、正当な理由がないのに、6月以下の懲役または10万円以下の罰金に処する(134条)。親告罪である(135条)。</p> <p>文法に列挙された者が、業務上知り得た他人の秘密を漏示する行為を処罰する(真正身分犯)。相手方との契約関係がなくても、裁判所から鑑定命じられ</p>
<p>9) このことからすれば、本罪を抽象的危険犯と見るのは(大塚127頁、大谷157頁、曾根85頁)、適切ではないであろう(山口129頁)。なお、通信の秘密の侵害に関しては、郵便法77条・80条、電気通信事業法179条、有線電気通信法14条、電線法109条・109条の2などの法規定がある。</p> <p>10) 国や公務員関係の文書を含まないとする見解として、大谷156頁、西田105頁。</p>	<p>た医師は、本罪の主体たりうる(衆議院24・23附集66巻4号405頁)。弁護人は、弁護士でない弁護人を意味する。秘密はこれらの者の補助者から漏れることも多いと考えられるが、処罰の外に置かれていい。</p> <p>秘密は、特定少数の者しか知っておらず、他人に知られないことが一般的に見ても本人の利益である事実をいう(田藤510頁、大塚129頁、前田183頁)。本人の秘密にする意思を重視する見解もあるが(藤本256頁、西田107頁)、保護の対象を個人の意思にからせざるは妥当でない。多数説は、本罪の秘密は個人のそれに限るとする。本罪が個人的法益に対する罪であること、親告罪であること、などがその理由である。しかし、住居侵入罪においても客体は個人の住居に限られないのであり、企業・国家の秘密を排除する十分な理由はないと思われる(植松321頁、松本400頁、山口133頁)¹¹⁾。</p> <p>実行行為は、漏らすことである。当該秘密事項を知らない者に告知することという。本罪を背信的なものとして、知っている者への告知も含むとする見解があるが(大塚425頁)、一般には支持されていない。本罪は、告知によって既遂に達する。このことから、本罪を抽象的危険犯とする見解もあるが(大谷159頁)、秘密性は告知によって既に害されているといっておく、実害犯とみるべきであろう。告知を受けた者については処罰規定がないので、積極的に働きかけて漏示させたというのでない限り、不可罰である(必要的共犯)。</p> <p>当該事項の告知義務がある場合に行為の違法性が阻却されるのは当然である(たとえば、感染予防法12条、証言拒絶権(民訴法197条、刑訴法149条)を行使しないで証言しても、直ちに違法とはならない(田藤510頁注2、大塚131頁、反折、曾根87頁)¹²⁾。</p> <p>本罪も親告罪である。告訴権者は、秘密の主体である(内田200頁、曾根87頁、山口133頁、より広く、漏泄により害を受けた者とする見解として、大塚131頁、大谷160頁)。</p>